

令和5年5月10日

保護者 様

倉敷市立倉敷翔南高等学校
校長 津田 富代

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取り扱いについて

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、先日「令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症に係る出欠等及び学校において予防すべき感染症に係る治癒証明書の取扱いについて」という文書を、お子様を通じてご案内いたしました。出席停止の取り扱いについて、改めてお知らせいたします。

5月8日以降、以下の場合を出席停止といたします。

- ・ 生徒本人に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合（出席停止の期間は発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合で、医療機関での受診や検査キットでの自己検査をする場合（検査の結果陰性なら検査結果が判明した日まで出席停止）は欠席でなく出席停止として扱う

上記以外で学校を休まれる場合は欠席となります。また、新型コロナウイルス感染症が2類感染症の間は、ワクチン接種のため欠席した場合や、その副反応のため欠席した場合も出席停止として扱っておりましたが、この場合も欠席となりましたので、よろしく申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症に感染し、治癒後、再登校の際には「罹患報告書」に保護者の方で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。裏面に様式を付していますのでご利用ください。